

神奈川、昭50不18・30、昭51.11.19

命 令 書

申立人 全国金属労働組合神奈川地方本部川崎地域支部

被申立人 文昭堂印刷株式会社

主 文

- 1 被申立人は、会社構内において申立人組合員が行うビラまき、腕章着用の闘争などの正当な組合活動に干渉妨害してはならず、申立人組合員のこれらの活動に対する社員協議会に属する従業員の干渉妨害を放任してはならない。
- 2 被申立人は、社員協議会の存在すること及び社員協議会からの申入れを理由として、申立人組合からの団体交渉申入れを軽視せず、誠実な態度でこれに応じなければならない。
- 3 被申立人は、本社2階デザイン室において申立人組合員A1、A2を本立てで他の従業員と隔離しているような机の配置を申立人組合と協議のうえ直ちにとりやめなければならない。
- 4 被申立人は、縦1メートル、横2.5メートル以上の白色木板に下記のとおり明瞭に墨書し、被申立人の本社正門の見やすい場所に毀損することなく10日間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

全国金属労働組合神奈川地方本部川崎地域支部

執行委員長 A3 殿

文昭堂印刷株式会社

代表取締役 B1

当社が、貴組合の弱体化を企図して貴組合及び文昭堂分会が昭和50年3月28日以降行っ

たビラまき、腕章闘争を妨害し、貴組合との団体交渉に誠意をもって応ぜず、貴組合の組合員A4、A1、A2の3名を同年7月15日以降本社2階デザイン室で本立てで他の従業員から隔離するような机の配置をするなど貴組合の活動に介入したことは、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であることを認め、ここに陳謝するとともに今後このようなことを繰り返さないことを誓約します。

5 その余の救済申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人文昭堂印刷株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社工場、川崎市内に鹿島田工場、ほか仙台営業所を有し、各種印刷、製本業務を営む会社で昭和50年6月30日現在従業員数は90名（本社工場76名、鹿島田工場11名、仙台営業所3名）である。

(2) 申立人全国金属労働組合神奈川地方本部川崎地域支部（以下「組合」という。）は、川崎市内の金属機械産業に従事する労働者を中心に組織されたいわゆる合同労組で、組合の文昭堂分会（以下「分会」という。）は、昭和49年1月会社の従業員で結成され、同年4月頃には分会員も14名ばかりになったが、その後脱退者が出て、昭和50年3月28日分会公然化当時は分会長のA4とA1、A2、A5、A6、A7ら7名になっていた。

2 分会結成当時の状況

(1) 昭和49年1月分会が結成されてから、分会は非公然のまま活動していた。

(2) 同年3月14日会社は、2万円昇給を課長会議を通じて流し、4月1日に昇給発令したが、このような早期高額昇給発表は例年にならぬことであった。会社は、2万円昇給の反応も含め従業員の志向調査のため3月20日にアンケートを配布し、25日に回収し、その集計結果を4月1日に発表した。もっとも、従業員のアンケート調査は分会

もその方針として決めていたので、上記アンケートの配布、回収等には本社工場では A 4、A 6、鹿島田工場では A 1 らの分会員が活動した。

- (3) 同年 4 月 8 日から 24 日にかけて B 2 本社工場長は、企画室の 23 名中 17 名を個別に呼んで話をした。会社は、この点について当時計画中であった 5 月 1 日の組織改革について、B 2 工場長の考え方を説明し了解を求めたものであると説明している。しかし、4 月 15 日から 19 日にかけて呼ばれた約 10 名はほとんど分会員であったが、B 2 は、全金は会社をつぶすなどと申し向け、組合脱退を勧奨しようとしている。このためか当時 14 名ばかりいた分会員のうち 4 月から 6 月にかけて約半数が脱退した。

3 分会の公然化とビラ配布及びその後の団体交渉など

- (1) 昭和 50 年 3 月 28 日午前 8 時半頃組合の執行委員長 A 8、A 4 分会長、A 7 副分会長、A 1 書記長の 4 名は会社を訪ね、B 3 専務らと面会し、分会の公然化を通告するとともに団体交渉を求め同日付要求書を手交した。この要求書では 50 年 4 月以降基本給月額一律 3,500 円の引上げほか 9 項目の要求事項が記載されており、また、話し合いの席上、今後の労使関係のルール 4 項目①組合活動への介入禁止、②労働条件等変更の事前協議・同意約款、③団交ルールの確立、④掲示板の貸与等を A 8 が書いて会社側に渡し、これについても団体交渉を求めた。途中 B 3 専務が中座したこともあったが、話し合いは 12 時頃まで続き、次の団体交渉は翌 29 日午後 5 時 30 分から行うこととして別れた。

なお、同日朝組合は、分会公然化を知らせるビラを従業員に配布し、昼休みには鹿島田工場にもビラ配布が行われ、また、A 1 らは、昼休みに本社 1 階職場で組合の説明をしたが、これは従業員の C 1 らに妨害されて終わった。

- (2) 3 月 29 日朝始業前の 8 時頃 A 4 分会長らは、工場建物玄関の守衛室の前に紙が積んであり、幅約 1 メートルばかりになっていた通路でビラを配布していた。そこへ常務 B 4 が出勤してきて、通れないじゃないか、こんなところでまくな、ほかへ行けと注意し、結局、A 4 らは正門の外へ出された。同月 31 日朝にも同様のことがあった。また、3 月 29 日昼休みに本社工場の A 1 と A 6 はビラを配布するため鹿島田工場に行っ

た。B 5 鹿島田工場長は、何しにきたと言いながら 2 人を押し止めたが、A 1 は、組合活動の自由を会社が認めたのだから阻止するななどと言い双方言い合いになったが、その間、A 6 は 2 階へ上って従業員にビラを配布した。同月 31 日以降鹿島田工場では昼休みには 1 階入口に施錠するようになった。31 日昼休みに A 4、A 1、A 7 の 3 名が本社から鹿島田工場にいったが、施錠されていて入れず、2 階の窓から C 2 が顔を出し何しに来たなどと言い、A 4 らはあけてくれなどと言いつたが、結局、A 4 らは郵便受けにビラを入れて帰った。そのあと、C 3 は、郵便受けからビラをとってきてほかの従業員に配っている。

B 5 工場長は、昼の施錠について 48 年 3 月頃盗難事件があり、その時警察官から注意されて、それ以後昼休みには施錠することにしたと説明しており、また、当時鹿島田工場の従業員は、われわれに相談もなしに労働組合を作って勝手なことをするといつて怒っていたというのであるが、これらの点はにわかには信用できない。

- (3) 3 月 29 日朝、B 3 専務のところへ C 1 が組合の配布したビラを持参してきて、同人は「従業員代表として来たのだから話を聞いてくれ」と言つて「彼らはわれわれに嘘をついた、会社に対する不満は従業員同士話し合つてやってきたのに、突然よそ者をいれてやってきた」「組合だけが従業員ではない、何で組合とだけ団交をやるのだ、今日団交やるなら押しかけてゆくぞ」などと抗議し約 30 分に及んだ。

B 3 専務は、これは大変だと考え緊急役員会を招集し、検討した結果、① C 1 グループも平等に扱うことにして説得する、② その間組合との団体交渉は延期することを決めて、同日午前 9 時 30 分頃組合の A 8 に電話して、会社としての結論がでないので、当日予定した団体交渉は延期することを伝えたが、C 1 の件は話していない。A 8 はこの電話に怒つた。

その後、この団体交渉は 4 月 11 日に行うことになったが、その間に組合のビラに従業員 C 4 の名前が出ていたことから C 4 は課長 B 6 を通じて B 2 工場長に組合に対して抗議を要請し、組合は、その次のビラで C 4 の名を出したことを陳謝する旨記載したが、この件で 4 月 3 日 11 時頃分会書記長 A 1 は C 4 のところへ行った。その際 A 1

は、C4の態度が悪いといって足をげんこつで殴ったという会社がいう暴行事件が発生するなどがあり、C1グループの態度は硬直化したということである。

- (4) このようなことで、4月11日の第1回団体交渉は、組合側6名が出席して行われた。組合側は要求事項についての説明のほか、組合の規約についても約30分ばかり説明したが、会社は、組合要求についてはすべてノーと回答し、実質的には進展しなかった。翌12日会社は、前日の団体交渉の経過を報告すると題する文書をタイムカードの上に掲示した。これには、会社は組合要求の全項目についていっさい認めなかったこと、この要求項目は組合と分会の要求であることが明らかになり従業員皆さんの要求でないことがはっきりしたこと、組合は金属機械の働く方の組合で印刷関係は参加していないこともわかった旨記載されていた。
- (5) その後会社は、賃上げについて4月23日13,000円を分会長あて文書で回答し、同時にC1グループ及び鹿島田工場のC2グループにも同額を示した。もっとも、C1グループなどから賃上げ要求は別に出されていなかった。

4月11日以後、組合から何回も団体交渉の申入れを行ったが、会社は、要求は文書で出せなどと言っており、4月24日12時頃会社は、A4分会長に団体交渉につき文書で回答した。これには、4月25日18時から20時まで3階食堂で行うとし、出席者として組合側は分会のA4、A1のほか二、三名（これ以上の多数の方が加わる時は話し合いを受けつけません）とし、会社側はB3専務以下6名が記載されていた。

このような交渉人員の規制につきA8は、電話でB3専務に対し、抗議の意味も含めて私の方は2桁動員しますよ、会社は話しても分らないだろう、川崎の労働者は皆怒っているなどと言っている。

- (6) 4月25日午後5時過ぎ頃、A8委員長ら約20名ばかりが会社へおもむいた。会社側は正門を閉ざし、B2工場長やB5工場長らは内側から外側にいる組合側に対し、人数制限するよう折衝し、若干やりとりがあったが、A8が外側から正門のくぐり戸の鍵をはずして皆入門し、今度は玄関の内外で、また、人数を絞れなどのやりとりがあった後、組合側は交渉員を6名とし、団体交渉に入った。この団体交渉で会社側は、

構内での組合活動はいっさい認めない、会社は倒産寸前だ、などのやりとりがあって実質的な話し合いは進まなかった。組合側は、このような会社の態度に対し、然るべき抗議行動をとるということで帰った。

4 腕章着用と組合旗掲出、その他の問題

- (1) 昭和50年4月26日分会は、会社の正門の社名板に組合旗を掲揚するとともに分会員は腕章闘争に入った。

組合旗は、正門横塀にとりつけられている社名板（縦40糎、横1米、厚さ1糎のステンレス製で4隅をボルトで止め、塀との隙間はパテで固めてあったが、当時、右側の2本のボルトは抜け落ちており、パテははがれ、社名板の右肩は約1糎ばかり下っていた。）の右下のボルトの穴に針金を通して旗竿をやや右斜めにくくりつけた形で掲揚されていた。会社は、分会が社名板のボルトをこわしてその穴に針金を通したものであるというがこれは信用できない。なお、社名板の周囲の塀にはキャッチボールのこん跡が多数認められる。

同日朝7時50分頃出勤してきたB4常務は、社名板のところの赤旗に気付いたので、B7総務課長にわけをきいたが分らず、B4は、2階デザイン室にゆきA1とA2に対し、意味もないのに何故旗を立てたのか、腕章だって何のためにしているのだ、すぐはずせなどと言い、A1は、組合活動の自由だ、干渉するなど答えるなど言い合った。その後8時過ぎに出勤したB3専務は、8時20分頃A1書記長を3階の社長室に呼びにきたが、結局言い合いとなり、B3は、分会は旗をはずす考えはないものとし、B3自ら組合旗をとりはずし、玄関のところで、そこへ出勤してきたA4分会長に返した。

- (2) 4月28日朝8時30分頃B3専務は、A1書記長を3階の社長室に呼び出し、何故腕章をしているのか、理由もなしに腕章をするななどと、腕章をはずすように申し向けたが、A1はこれを拒否した。同日B2工場長も同趣旨のことをA1に言っている。

同日昼休みにB3専務のところへC1が来て、分会員はまだ腕章をしている、会社にまかせておけない、われわれがやるという趣旨のことを申し入れている。

(3) 4月29日午前8時30分頃B2工場長は、2階デザイン室へ来てA1らに対し腕章をはずすよういろいろと申し向けている。

同日午後2時から3時にかけて、従業員有志と称するC5、C1、C6ら7～8名が2階デザイン室へ来てA4、A1、A2ら3名を取り囲み、腕章をはずすよう執ように要求した。B8課長は、この模様を知らず何ら注意することなく、すぐ室外へ出ていった。

(4) 4月30日午前9時40分頃から10時10分頃にかけて、前日同様C5らがA1らを取り囲み、腕章をはずすよう申し向け、自分ではずさなければはずしてやるということで腕章をもぎとっている。

(5) 5月1日の昼休みに、社員協議会（以下「社協」という。）の結成大会が開かれ、会長にはC5が、役員にはC1、C6らになっている。

(6) 5月7日の終業後、会社出入りの請負工C7は、A4分会長をさそって酒屋に寄り、一杯飲んだ。C7のいうところでは、その際A4は、全金は組織が大きいから会社をつぶすのに7か月かからないと話したとのことである。

同日夜8時半頃、残業から帰る従業員C8ら2名（社協）は、泥酔して路傍にうずくまっていたA4分会長を見つけたが、A4は7か月で会社をつぶすとぶつぶつひとり言をいっていたということである。

(7) 5月8日の昼休みに、社協のC5とC1は、B3専務に対し、A4が酒をのんで7か月で会社をつぶすと言った、証人もいる、会社として調べるよう申し入れ、前夜泥酔したA4が言っていたとすることを説明し、同日朝C1らがA4に抗議した際A4は謝ったとも説明している。

5月9日にも社協のC1らはA4に対し、腕章をはずせ、詫状を書けなどと言っており、10日には、B3専務に対し会社の措置を催促している。

(8) 5月12日午後4時30分頃B3専務は、B2工場長同席で社長室にA4分会長を呼び出し、7か月で会社をつぶす発言問題について問いただしたが、A4は発言自体を否定したので、社協のC1ら呼んで対決させたが、8日朝にA4は謝っているとする

C 1らと謝ったことはないとするA 4との間で言った言わないという言い合いになり、午後5時30分になり終わった。

- (9) 5月13日午前11時頃B 3専務は、B 2工場長同席で社長室にA 4分会長を呼び出し、前日同様A 4に問いただしたが、A 4が否定したので、再び社協のC 1らをも呼んで始末書を出せ、また、腕章をつけているのは闘争だ、闘争は争議だ、争議をしている者には金は払わないし仕事も与えない、仕事が欲しかったら詫状を出せ、などとA 4を責めたが、結局12時になり終わった。

同日午後1時頃社協の二十数名は、2階デザイン室でA 4、A 1、A 2の3名を取り囲み、同日の社協の総会で組合員を排除することを決定したとして、お前らがいると会社がつぶれる、出てくるなど口々に言いながらA 4ら3名を同人らのカバン等の持物とともに外に押し出した。A 4は急いで組合に連絡し、A 8委員長やA 8の連絡を受けた警察官なども来たが、その時には上記騒ぎの後の口喧嘩の最中であった。

B 8課長は、仕事をしていてこの騒ぎを知らなかったと言い、B 3専務は3階で下の方の騒ぎは聞こえていたが出て行かず、ようやく午後3時頃B 3専務は現場へ降りてゆき、何をやっているのだ引き揚げなさいと言ったので騒ぎはおさまった。

B 3専務は、その間、B 2工場長などから何の報告も受けておらず、また、社協との間にトラブルの起ることをおそれたとして、その後なんらの調査も、処分もしていない。

- (10) 5月14日午前11時30分頃から12時にかけてB 3専務は、B 2工場長同席のもとで、A 4分会長を呼び出し、社協は、詫状を書けといっているのだから、釈明文を書けばとりなしてやると説得したが、A 4は拒否した。

- (11) 5月17日午前9時30分頃B 3専務は、A 4を呼び出し「会社としてまとめようがないから、釈明文でも、詫状でも、始末書でも何でもよいから書いて持って来い」と「これは社命だよ」と申し向けたが、A 4は拒否した。

その後、B 3専務は、A 4を問責するようなことはしていない。

5 その後の団体交渉

(1) 昭和50年4月25日の団体交渉の次は5月29日にもたれているのであるが、会社は、この1か月余はどうてい団体交渉を持てるような雰囲気にはなかったとして、次の諸点を挙げている。

① 4月30日朝A8委員長らは正門前でビラまきをしていたが、出勤途上のB3専務に対して抗議文を読み上げ、市役所や銀行へ陳情にゆくのはすべて会社の責任であるなどと抗議したこと。

② 5月1日12時40分頃約40名の組合員が会社に押しかけ、ロビーまで入構し、これを阻止しようとしたB9製本課長ら職制及び社協の者とトラブルがあったこと。

③ 5月2日には、会社の近隣に組合がビラをまいたが、同月7日社協のC1らから組合のビラ配布につき会社は放任するのかと抗議されたこと。

④ 5月10日から20日頃までは、A4の会社をつぶす発言で従業員間にトラブルが発生し、B3専務はこの仲介をしていたこと。

等である。

そして、B3専務は、5月22日川崎労政事務所に対し、団体交渉の仲介を依頼したが、翌23日同事務所から連絡を受けたとするA8委員長の電話があり、5月29日の団体交渉日が決まった。

(2) 5月29日の第3回団体交渉では、賃上げ問題のほか、組合側は組合に対する不当弾圧の問題を持ち出したので、それ以上実質的な交渉は進まなかった。

(3) 6月13日組合は、夏期一時金について要求書を提出し、同月17日に団体交渉を行うよう申し入れたが、この団体交渉は同月27日に持たれた。

この間、会社は、同月16日と18日の2回社協と交渉しており、夏期一時金については同月25日に文書で組合及び社協に回答している。

(4) 会社は、賃上げ、一時金問題について、組合と交渉中に会社の回答額を支給しており、また、組合が合意した事項について組合が協定書の調印を求めても、会社は、協定書の必要を感じないとして拒否している。

6 デザイン課内の机の配置替え

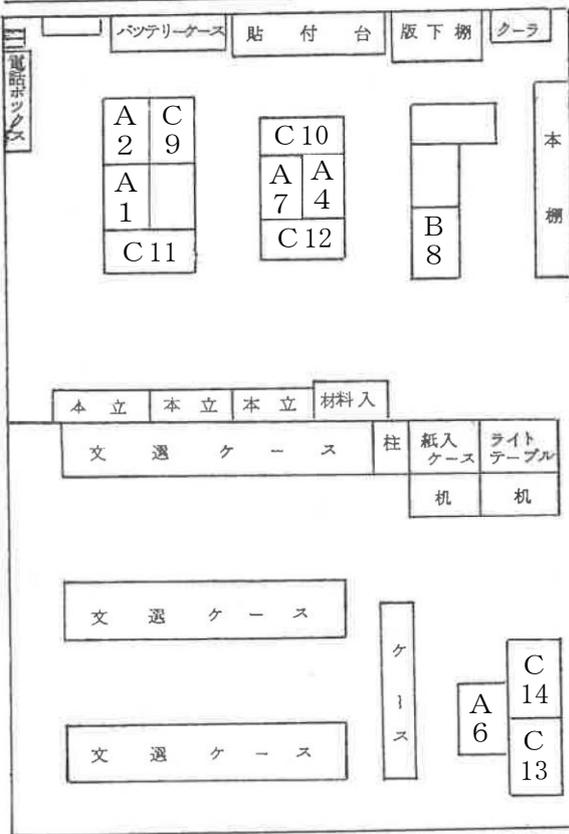
- (1) 昭和50年7月14日 B 8 課長は、デザイン室の全員に対して、明日機の配置替えをすると予告し、翌15日午前10時過ぎから B 8 課長の示した配置表により、正午頃までに配置替えは終わった。

配置替え前後の机等の配置状況は次の図のとおりである。

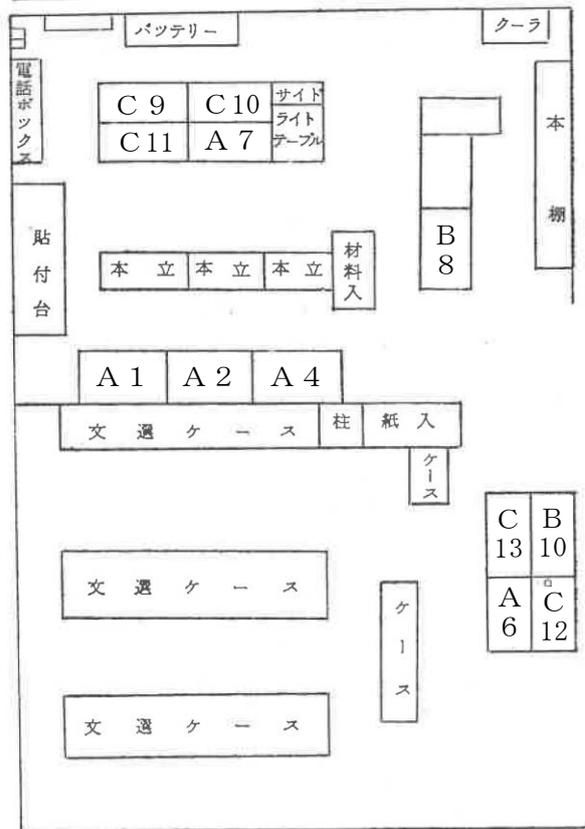
第 1 図 昭和50年7月14日以前の配置

第 2 図 昭和50年7月15日以降の配置

第1図(昭和50年7月14日以前)



第2図(昭和50年7月15日以降)



- (2) この配置替えについては、B 2 工場長が B 10 課長、B 8 課長と協議して、①分業化の必要と能率化のため、②窓側は暑くて能率が上らないなどを検討し、機の配置は B 2 が決めたが分業については B 8 課長に任された。
- (3) この配置替えについては、会社は、従来の企業デザイン係は平版と活版を一緒にしていたので、能率が悪く混乱し、流れがはっきりせず進行係に分りにくかったので、オフセットと活版に分けた方がよいということで行ったと説明しており、B 8 課長は、各人について

- ① A 4については、客の気に入らず、昔活版をやっていたので活版にまわした方がよいので活版にまわした。
- ② A 1は、オフセットをやらしたが、あまり良いものが出来ない、版下作業の手際がよいので活版にまわした。
- ③ A 2は、当時見習であり、オフセットについて教える人がいないので、また、A 4は休みがちなので、A 1の補佐とした。
- ④ C 9は、創造性に富むのでオフセットへ。
- ⑤ A 7は、古参であり、客扱いのためオフセットへ。
- ⑥ C 11は、当時既に退職が予定されていた者である。
- ⑦ C 12は、以前活版をやっており、活版製本課へ校正に出ていた。

等の理由でオフセットと活版に分けたと説明している。

なお、分会のA 4について、客からクレームがついたことがあるということであるが、分会員以外のC 9らについても同様に客からクレームがついたことがある。

- (4) 会社は、この配置替えについて、デザイン室のA 4らにその理由を説明しておらず、もちろん同人らの意見を事前に求めたことはない。
- (5) 組合は、この配置替えは、分会員3名を隔離した不当労働行為であるとして、同年10月17日当委員会に救済申立てを行ったが、会社は、同年12月本立てを針金でクーラーのパイプに縛り固定した。

なお、同年10月17日分会長A 4は会社を退職している。

以上の事実が認められる。

第2 判断及び法律上の根拠

1 昭和49年4月15日から19日にかけての組合切崩しということについて

組合は、会社が組合を中傷誹謗し、組合員に脱退を強要したと主張する。

しかし、組合が主張するとおりの事実があり、これが組合に対する支配介入行為に該当するとしても、本件申立て前既に1年以上経過している事実なのであるから、これを不当労働行為として救済するに由ないことである。

2 分会員のビラ配布について

組合は、B 4 常務らが、工場内でビラまきをするなど A 4、A 2 らを正門外に押し出したり、鹿島田工場において B 5 工場長がビラまきを妨害し、さらに昼休みに鍵をかけるなど分会のビラまきを妨害したと主張し、会社は、ビラまきが通路の邪魔になるので注意しただけであって、正門外に押し出したことはないし、鹿島田工場におけることは、それぞれ、理由があったと主張する。

前記第 1 の 3 の(2)認定のとおり、B 4 常務が「通れないじゃないか、こんなところでまくな、ほかへ行け」と注意したこと自体は、通路の狭い状態を考えれば責めることはできないが、結局正門外でビラまきをせざるをえなかったこと、B 5 工場長が29日の昼休みにビラまきを阻止したこと及び翌日から昼休みには鹿島田工場に施錠して分会員が来てもあけなかったことは、格別業務上の支障がないのかかわらず、会社が分会のビラ配布活動を妨害したものと認めざるをえない。

会社は、鹿島田工場従業員が分会結成に憤慨していたというのであるが、分会のビラ配布は28日にも行われており、また、29日には分会員が郵便受けに入れたビラを同工場従業員の C 3 がとってきてほかの従業員に配布している事実からみて、会社の主張は採用できない。

3 腕章着用について

組合は、腕章着用は正当な組合活動であり、これに対し、B 4 常務らの腕章をはずせなどの言動及び従業員有志と称する者らの言動を放任したことは会社の不当労働行為であると主張し、会社は、意味のない腕章着用につき注意するのは当然のことであり、従業員有志の言動については、会社の関知しないところであると主張する。

しかしながら、前記第 1 の 3 の(6)認定のとおり、4 月25日の団体交渉における会社の態度に対し、組合は、抗議行動をする旨会社に言明していたのである。したがって、組合が翌26日から腕章闘争に入ったことの目的を会社は了知していたはずのものであるから、会社として分会の腕章闘争について意味のないことだと非難するのは当たらない。

このように、会社に対する抗議行動の一環としてなされた分会の腕章着用闘争自体を

非難することはできず、また、分会員が腕章を着用したまま就業していたとしても、会社として、殊更これを排除しなければならない業務上の支障も認められないのであるから、分会員の腕章着用に対し、これを非難し、阻止することは、やはり正当な組合活動に対する干渉行為といわざるをえない。

しかも、前記第1の4の(2)ないし(3)認定のとおり従業員有志と称する者の就業時間中における執ようなまでの分会員に対する腕章着用を非難し、実力でこれを取りはずすような行為に対し、会社の管理者たるB8課長などは、これを知りながらなんらの措置もとっていないのであるから、これら従業員有志と称する者の言動を会社は黙認、利用して分会員の正当な組合活動に干渉妨害していたものと認めざるをえない。

4 組合旗を掲揚したこととその取り外しについて

組合は、会社に対する抗議行動の一環として組合旗を掲揚したものであって、会社が勝手に組合旗を取りはずしたことは、正当な組合活動に対する妨害であると主張し、会社は、組合旗を社名板に取り付けることは言語道断であるばかりでなく、社名板のボルトを損壊していることは許せないことであって、このような組合旗を取りはずすことは当然のことであると主張する。

前記第1の4の(1)認定のとおり、当時、社名板のボルトは抜け落ち、右に傾いていたこと、社名板の周囲にはキャッチボールのこん跡が多数認められること等からみて、分会が社名板のボルトを損壊したとまでは認められない。

しかし、分会がいくら会社に対する抗議行動としてなしたものであっても、ほかの場所に掲揚すればよいところ、ことさら社名板に組合旗をくくりつけ掲揚したことはその方法において失当である。従って、B3専務が分会に対し、組合旗の取りはずしを求め、分会がこれに応じないとして、即座にB3が自ら取りはずしたことは多少行き過ぎがあったとしてもこれをあえて不当労働行為として問責することはできない。

5 会社を7か月でつぶすと言ったとするA4分会長に対する会社の措置について

前記第1の4の(6)認定のとおり、A4分会長は、5月7日の夜、会社を7か月でつぶしてやると放言したとされているがC7の説明及びC1の報告をそのまま信用している

B 3 専務などの説明は、極めて作為的であって、同夜、A 4 は泥酔していたというのであるから、その言動はことさら取り上げるに足るものとは認められない。

A 4 も、このような言動について否定しているにもかかわらず、会社は、何回にもわたり同人を問責し、社協のC 1 らと対決させ、さらには、てん末書でも、釈明文でも、詫状でも何でもよいから書くことを社命であるとして要求しているのであるから、仮にA 4 がいったものであったとしてもこのような会社のA 4 に対する態度、措置は、社協の言うところをそのまま信用し、これをA 4 に押しつけ、他方前記第1の4の(3)、(4)、(9)、(10)、(11)認定のとおり、分会員に対する社協の強迫的言動を放置しながら、いかにも会社として、社協とA 4 の間をとりなしてやるような形をとり、これを口実として分会長A 4 を問責し、強迫したものであって、このような会社の措置は、分会長たるA 4 を嫌悪し、同人に対し嫌がらせ行為をして組合活動を抑制しようとしたものと認めざるをえない。

6 組合との団体交渉について

組合は、会社は団体交渉を殊更遅らせ、誠意ある態度で団体交渉に応ぜず、また、会社が合意した事項について協定調印を拒否していることは、団交拒否の不当労働行為であると主張し、会社は、団体交渉日が遅れたとしても、それぞれ理由があつてのことであり、特に、組合の抗議行動等により団体交渉をもちうる状況になかったこと及び協定書作成に応じなかったとしても、その必要を認めなかったからであると主張する。

(1) 3月29日の団体交渉予定を延期した理由は、従業員代表と称するC 1 らの申し入れが原因であるとするが、およそ、組合との団体交渉開催をこのようなことで延期することの正当性を認めることはできない。

(2) 4月11日の団体交渉における組合要求に対しては、すべてノーとする会社の態度も問題であるが、翌12日掲出した会社の団交経過報告なるものは、組合は、従業員と関係のないものだとして従業員に印象づけるために行われたものと認めざるをえない。

(3) 4月25日から5月26日までの間団体交渉をもたなかった理由として、会社は、前記第1の5の(1)認定のとおり的事实をあげ団体交渉をもちうる状況ではなかったと主張

する。

しかし、会社の主張するこれらの事情は、会社が団体交渉を遅らせていること及び分会員に対する前記支配介入行為に対する抗議行動としてなされたものであるから、会社がこれらを理由に団体交渉をもてなかつたとすることを肯認することはできない。

- (4) 結局、会社は、従業員代表と称するC 1らの申入れ、その後は社協との関係をことさらに重大視し、組合との団体交渉を軽視していたものと認めざるをえないが、社協は、利益代表者の関与を許す従業員の親睦団体であり、労働組合たる分会と同列視しえないにもかかわらず、賃金、一時金について、その要求もないのに、社協にも会社の回答額を示すとか、就業規則の改正について交渉するなどそのこと自体分会に対する支配介入となる行為をあえて行い、組合及び分会との団体交渉をないがしろにしたことは許せないことである。
- (5) 合意事項について、その必要性がないから協定化しないとする会社の態度は、団体交渉の意義を没却し組合を軽視した態度と言わざるをえない。
- (6) このように会社は、組合及び分会との団体交渉に誠意ある態度で臨んでいるものは認められず、組合及び分会に対する団体交渉拒否及び支配介入に該当し、上記(1)ないし(5)判断のとおり会社の主張する理由はいずれも正当なものと認めることはできない。

7 デザイン課内の机の配置替えについて

組合は、2階デザイン室の机の配置替えは、会社が、A 4ら3名の分会員を本立てを使って他の従業員から隔離し、その影響力をしゃへいするとともにみせしめ効果を狙った不当労働行為であると主張し、会社は、能率改善を図るため行ったものであって、分会員を隔離するために行ったものではないと主張する。

ところで会社は業務上の必要性について、配置替え以前はオフセットと活版の仕事の間で混乱が起きており、能率が悪かったのでそれを改めオフセットと活版を分業化したと主張するが、業務の混乱についての具体的な事実がはっきりしないばかりか、課員にその必要性ないし合理性について事前になんら説明もせず、本件不当労働行為事件申立

て直後突然実施していることなどからみて、会社のいう能率改善という理由は信用できない。

次に、会社は、A4ら分会員3名のそれぞれの欠点をあげ、オフセットには向かないので活版にしたと主張している。確かに、会社の言うように分会員の仕事に客からクレームのついたことを組合も認めているが、客からのクレームは何も分会員の仕事に限ったことではなく、分会員以外のC9らについても客からのクレームがあることを会社自身認めているところであり、分会員に限ってオフセットに不向きであるとする会社の説明は納得できない。

また、仮に活版とオフセットを分離する業務上の必要性があり、分会員3名がオフセットに向かなかつたとしても、前記第1の6の(1)第1図の図面によれば、A4をC9もしくはC11の席に移せば済むことであり、分会員3名とオフセット関係の従業員とを本立てで隔離するような形の机の配置をする合理的理由はなかつたものと言わざるをえない。しかも、前記第1の6の(5)認定のとおり、本件申立後会社は、倒覆防止のため本立てを針金で緊縛しているのであって、これは組合の要求にこたえたものと認められ、会社は、本件机の配置替えにつき必要な配慮をしていなかったものと認めざるをえない。

これらの諸事情を考えれば、分会員3名を本立てで他の従業員から隔離した会社の措置は、分会を嫌悪する会社が業務上の必要性を口実として分会員3名と他の従業員との接触を困難にさせるとともに全従業員に対する見せしめの措置として行ったものであり同時に第18号事件申立て直後の時期になされていることは、その報復としてなされたものと認めざるをえない。

以上のとおり、会社の諸行為のうち、組合旗の撤去が不当労働行為に当たらないほか、ビラ配布及び腕章着用妨害、A4分会長に対する措置、不誠意団交並びにデザイン課内の机の配置替え等はそれぞれ労働組合法第7条第2号ないし第4号に該当する不当労働行為と判断する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条や規定により主文のとおり命令する。

昭和51年11月19日

神奈川県地方労働委員会

会長 佐藤 豊三郎